

(5) 電子記録債権・電子記録債務

電子記録債権(・債務)—従来の売掛金(買掛金)や受取手形(支払手形)が金融機関を通じて、公的な機関にデータとして記録されること。(帳簿に記録して管理する手間やや取立ての手間などを省くことができる。また、手形などの紛失のリスクもなくせる。印紙も不要となる。)

(154 回 2 問) 売掛金¥800,000 の決済として、電子債権記録機関から取引銀行を通じて債権の発生記録の通知を受けた。

・仕入れに関する買掛金 5,000 円に対して電子記録債務の発生を承諾した。

(153 回 1 問) 株式会社平成商会に対する買掛金¥800,000 の支払いにつき、取引銀行を通じて電子債権記録機関に令和産業株式会社に対する電子記録債権の譲渡記録を行った。

(149 回 1 問) 電子記録債権¥300,000 を割り引くために、取引銀行を通じて電子債権記録機関に当該債権の譲渡記録の請求を行い、取引銀行から割引料¥2,800 を差し引いた手取金が当座預金の口座に振り込まれた。

【解答】

(5) 電子記録債権・電子記録債務

(154 回 2 問) 売掛金¥800,000 の決済として、電子債権記録機関から取引銀行を通じて債権の発生記録の通知を受けた。

電子記録債権 800,000 / 売掛金 800,000

・仕入れに関する買掛金 5,000 円に対して電子記録債務の発生を承諾した。

買掛金 5,000 / 電子記録債務 5,000

(153 回 1 問) 株式会社平成商会に対する買掛金¥800,000 の支払いにつき、取引銀行を通じて電子債権記録機関に令和産業株式会社に対する電子記録債権の譲渡記録を行った。

買掛金 800,000 / 電子記録債権 800,000

(149 回 1 問) 電子記録債権¥300,000 を割り引くために、取引銀行を通じて電子債権記録機関に当該債権の譲渡記録の請求を行い、取引銀行から割引料¥2,800 を差し引いた手取金が当座預金の口座に振り込まれた。

電子記録債権売却損 2,800 / 電子記録債権 300,000

当座預金 297,200